

公団王子五丁目団地  
大規模水害対応マニュアル

2021年9月  
公団王子五丁目団地自治会

## 1. 大規模水害マニュアル作成の目的

①荒川の大規模氾濫については北区等でその対策を講じていますが、団地自治会としても対応を明確にすることにより、被害者を出さない取り組みをすすめるためその具体化をおこないます。

②大震災等の対応マニュアルとは内容に違いがあります。大地震はいつ発生するかわかりませんが、大規模水害は事前に予想されます。基本はその予想に沿って対応します。

③URと北区は「大規模な水害時における一時的な緊急避難に関する協定」を結び、王子五丁目団地の上層階を「一時的な緊急避難先」と位置づけています。この一時的な緊急避難先の自治会としての対応をマニュアル化します。

## 2. 荒川・隅田川の大規模氾濫が発生したとき、王五団地にはどんな被害が発生するか

北区が作成した「東京都北区洪水ハザードマップ」によると、京浜東北線の南側地域にある王子五丁目団地は、最大で5メートルの浸水となると想定されています。

また、浸水が引くのは2週間を要するため、北区では京浜東北線北側の高台地域等に避難するよう呼びかけています。

**\* 北区が想定している5メートルの浸水になると、団地内のライフラインについては下記の状況になります。**

### ①電気設備

エレベーター・廊下等の共用電灯、各戸の電気設備など、すべての電気設備が使用できなくなります。

### ②ガス設備

ガスの使用はできません。

### ③上水道

水道は使用できません。

### ④下水道

下水も流すことはできません。

**\* この状況は大規模水害時には団地での生活は非常に困難な状態になることを意味しています。**

### 3. 大規模氾濫発生時の自治会の対応

#### (1)大規模氾濫発生情報はどのようになっているか

##### ■警戒レベル 1、「早期注意情報」（気象庁が発表）

- 発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ
- 居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める
  - ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

##### ■警戒レベル 2、「大雨・洪水・高潮注意報」（気象庁が発表）

- 発表される状況：気象状況悪化
- 居住者がとるべき行動：自ら避難行動を確認
  - ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。

##### ■警戒レベル 3、「高齢者等避難」（市区町村長が発令）

- 発令される状況：災害のおそれあり
- 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者は避難
  - ・高齢者等は危険な場所から避難する。

\*高齢者等とは避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者

  - ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

##### ■警戒レベル 4、避難指示（市区町村長が発令）

- 発令される状況：災害の恐れ高い
- 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難
  - ・危険な場所から全員避難する。

##### ■警戒レベル 5、緊急安全確保（市区町村長が発令）

- 発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない）
- 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！

立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全確保できるとは限らない。

## (2) 自治会の具体的な対応

### 1, 警戒レベル3が発令時

#### ① 役員等防災関係者の集合

・大規模水害レベル3が発令された場合、防災関係役員は家族の安否等を確認した後、2号棟自治会事務所に集合する。

(荒川の大規模水害時についてはレベル2であっても区の避難所開設が行われる場合があります。レベル2の状態でも避難所が開設される場合、レベル3の対応をとります)

#### ② 災害対策本部の設置

- ・災害対策本部の組織は別図とする。
- ・本部長は、組織図にもとづき組織の編成をする。

\*本部長不在の場合は副本部長が、副本部長不在の場合はその場に集合した役員で代理の本部長を選出する。

#### ③ 災害活動の開始

- ・準備完了した部から、本部長の指揮の下に活動を開始する。
- ・各部長は常に部員の活動状況を把握し、情報を収集し、本部長に報告する。
- ・高齢者等への避難呼びかけを放送設備を使って実施する。
- ・自治会事務所内の備蓄品、6号棟倉庫内の備蓄品のうち必要な備蓄品を2号棟・6号棟上階(7階と13階)の倉庫に移動する。

\*区からの要請等があれば5号棟北区備蓄倉庫内の備蓄品も上階に移動する。

- ・自治会事務所で使用しているパソコンや重要書類を2号棟上階に移動する。

#### ④ 防災機関との連携強化

- ・警察、消防署、北区等の防災機関と連絡を密にして、協力体制をとる。

### 2, 警戒レベル4

- ・全居住者に対して避難を呼びかける。
- ・高台地域への避難を行わない低層階(2階・3階)の居住者に対し、上階に逃げる準備を促す。
- ・自治会事務所に集合した役員等も「避難誘導部B」の部員を除いて高台地域に避難する。

### 3, 警戒レベル5

- ・避難することにより安全が確保できないと判断した場合は団地にとどまる。
- ・低層階(2階・3階)の居住者に対し避難するよう指示を出す。

\*避難する際援助が必要な人に対して自治体とも協力して対策をとる。

## 王子五丁目団地自治会大規模水害対策組織図



### 水害対策本部各部の活動・役割

#### ① 情報連絡部

大雨の情報などインターネット・北区防災無線、テレビ・ラジオで情報を収集するとともに、区からの情報については、屋外スピーカーなどで収集し、避難情報を収集する。

#### \* 広報

区からの情報や避難指示については、ハンドマイク等を利用し居住者にもれなく伝える。

#### ② 避難誘導部 A

警戒レベルごとに避難の促進を行う（主にハンドマイクによる放送が基本となる）

\* 北区等が用意した高齢者等を対象とした避難用バスなどがあれば誘導をおこなう

#### ③ 避難誘導部 B

北区等と連携をとり、上階部に一時避難した人々の高台地域への避難誘導を行う。

各号棟 1 階階段にはる ポスターイメージ

注意

団地高層階には氾濫した水がくることはありませんが、ライフラインはすべて使用できません  
食料等の備蓄もありません

水害の影響がない十条など高台地域へ避難してください

王子五丁目団地自治会

### 北区内高台水害対応避難場所

	施設名	所在地
1	王子第三小学校	<a href="#">上十条 5-2-3</a>
2	王子第五小学校	<a href="#">上十条 2-18-17</a>
3	梅木小学校	<a href="#">西が丘 2-21-15</a>
4	桐ヶ丘郷小学校	<a href="#">桐ヶ丘 1-10-23</a>
5	赤羽台西小学校	<a href="#">赤羽台 2-1-34</a>
6	西が丘小学校	<a href="#">十条仲原 4-5-17</a>
7	滝野川小学校	<a href="#">西ヶ原 1-18-10</a>
8	滝野川第二小学校	<a href="#">滝野川 6-19-4</a>
9	滝野川第三小学校	<a href="#">滝野川 1-12-27</a>
10	西ヶ原小学校	<a href="#">西ヶ原 4-19-21</a>
11	谷端小学校	<a href="#">滝野川 7-12-17</a>
12	田端小学校	<a href="#">田端 5-4-1</a>
13	滝野川もみじ小学校	<a href="#">滝野川 3-72-1</a>
14	十条富士見中学校	<a href="#">十条台 1-9-33</a>
15	稲付中学校	<a href="#">赤羽西 6-1-4</a>
16	桐ヶ丘中学校	<a href="#">桐ヶ丘 2-6-11</a>
17	滝野川紅葉中学校	<a href="#">滝野川 5-55-8</a>
18	飛鳥中学校	<a href="#">西ヶ原 3-5-12</a>
19	旧富士見中学校	<a href="#">上十条 3-1-25</a>
20	北区役所滝野川分庁舎	<a href="#">滝野川 2-52-10</a>
21	旧滝野川第六小学校	<a href="#">滝野川 5-44-15</a>
22	旧田端中学校	<a href="#">田端 6-9-1</a>

#### 4. 大規模水害時に於ける都市ガス・電気・水道の対策について

水が引いてからの復旧となるため、復旧には相当な期間がかかる見込みです

#### 5. 緊急時の連絡先

北区役所防災・危機管理課	3908-8184
消 防 王子消防署	119 3927-0119
警 察 王子警察署	110 3911-0110
公団王子五丁目団地自治会	3913-6723
UR時間外緊急事故受付センター	048-839-0901

#### 6. その他

(1) 居住者の皆さんへの呼びかけ・・・避難は高台避難が基本です  
大規模水害は地震と違い事前に予想を立てることができます

##### ①高台避難について

- ・事前に避難場所を想定しておく  
親戚、友人、知人などを避難場所とする  
北区指定の高台水害対応避難場所に避難する  
高台地域のホテルなど

施設名	住所	団地からの距離	最寄りのバス停
王子第三小学校	上十条 5-2-3	2.2km	王子第三小学校前 徒歩 4 分
王子第五小学校	上十条 2-18-17	2.1km	王子第三小学校前 徒歩 9 分
梅木小学校	西が丘 2-21-15	2.9km	上十条 5 丁目 徒歩 8 分
西が丘小学校	十条仲原 4-5-17	2.1km	中十条 4 丁目 徒歩 9 分
十条富士見中学校	十条台 1-9-33	1.9km	中十条 4 丁目 徒歩 17 分
旧富士見中学校	上十条 3-1-25	2.4km	上十条 5 丁目 徒歩 9 分

\*バスは北本通王子五丁目バス停から出発する「新宿駅西口行き」「中板橋駅行き」

\*避難に要する時間、移動手段なども検討し、区内避難所に避難する場合は事前に歩いてみるなどの準備をする

##### ②団地にとどまる場合

- ・ライフラインはすべて失われることを前提に準備をする  
食料・水は2週間をめどに保存する  
トイレは使えないので防災用トイレなどを必要数用意する

ガスコンロなど都市ガスが使えないことを前提に調理器具を用意する  
下水も流せないのも、ビニール袋などを用意する  
浴槽には事前に水をためておき生活用水として利用する

- ・情報収集手段を用意する  
電池式のラジオや、発電機能があるライト、小型太陽光パネルなどの用意  
携帯電話・スマートフォン用の予備バッテリー

## (2) 考えられる課題

### ① 大規模水害時に団地内にどれくらいの間があるのか

- ・高台避難を行わない居住者がどれくらいいるのか
- ・一時避難場所として団地外から避難してくる住民がどれくらいになるのか

### ② 浸水後どのくらいで避難が完了するか

- ・備蓄していく食料等も少なく高台等への避難は迅速におこなわなくてはならないが、避難が完了するまでにどれくらいの時間が必要か。それに対応して備蓄品等の数量の検討も必要。

## (3) 北区等への要請

### ●北区へ要請している内容

- ・からだの不自由な方などの避難用のバス等の手配
- ・一時避難している住民の管理など
- ・5号棟備蓄品を団地内で利用するために、備蓄品の保管をロールパレット方式に変更し、移動が簡単にできるようにする
- ・備蓄品の提供・・ボート、ロープ、ライフジャケット等  
(提供されない場合は自治会独自で購入する。ボート2艘(6人のり約4万円)。ロープ200メートル。)

## (4) その他

・大規模水害を発生させないためにも地球温暖化を防止する方策の一つとして、居住者に対して温暖化防止の運動を呼びかけます。具体的には2021年3月に北区が発表した「北区環境基本計画改定方針」をより具体的にすすめるため、居住者への内容徹底と、自治会として具体的取り組みを明らかにし、全居住者に取り組みを呼びかけます。

- ・避難誘導部Bの対応については別途検討しマニュアルを作成する



## 団地上層部に避難した近隣住民・避難することができなかつた一部居住者への対応・・・大規模水害対策組織（避難誘導部B）の対応（案）

### 1, 警戒レベル3が発令された場合

- ①保安部担当役員で打ち合わせを行い下記の内容を確認する
  - ・担当号棟（1号棟、2号棟、3・4号棟、5号棟、6号棟、10号棟）の確認・・・一人が複数号棟担当もあり
- ②各号棟の屋上ドアを開錠する
- ③防災倉庫内のトランシーバー電池などの確認をし、担当者にトランシーバーを渡し動作確認をする

### 2, 警戒レベル4が発令された場合

- ①防災倉庫に備蓄してあるロープで号棟間を結ぶ（団地内浸水時にボートで号棟間を行き来するため）
  - （3階部分の階段室を利用するが、浸水状況によっては階数の調整をする）ロープは  
ジャパンミート⇔10号棟⇔1号棟（桜田保育園・つぼみ保育園）⇔依田屋⇔2号棟（ジョナサン）  
⇔3・4号棟⇔5号棟⇔きらりや北⇔6号棟
- 雨の状況で設置が無理なようであれば後回しにする
- ②自治会事務所等に備蓄してある防災用品を2号棟7階・13階の防災倉庫へ搬送する
- ③自治会事務所の重要書類を2号棟役員宅に移動する。

### 3, 避難してきた方の誘導など

- ①避難してきた人たちに、電気・水道などライフラインはすべて使えないことを伝え、なるべく高台地域への避難をお願いする。
  - （各号棟階段部分に上記内容を記載したポスターをはり高台地域への避難をお願いする）
- ②高台地域への避難ができない方は、できるだけ2・6号棟南側奇数階のスペース付近を避難場所とするよう誘導する。
- ③必要な備品の提供
  - ・毛布・簡易トイレなどを配布
  - ・その他食料などの備蓄品の配布が可能であれば配布する

### 4, 洪水発生後・・・一時避難している人々の高台地域へ避難要請

- ・関係機関に避難者状況を連絡すると同時に高台地域への避難要請をおこなう
- \*要請先は・北区役所・警察・消防署
- ・ライフラインはすべて使用できないため、下記の対策をとる
    - 発電機を稼働させる（発電機は6台）設置場所は検討する
    - 生活排水をためるプールを設置する・・・消防用ポンプ用プール（2個）を利用（または5号棟備蓄倉庫の備品）

## 5、避難誘導

- ・屋上からヘリコプターでの避難、ボートでの避難の誘導を行う  
避難は高齢者などを優先する

・

### 王五団地5号棟北区備蓄倉庫

クラッカー	5,040食	アルファ米	5,000食
ミネラルウォーター	1,500缶	梅干し	250kg
塩	100kg	ほ乳びん	300
毛布	4,200	ビニールござ	2,380
カーペット	800	ローソク・マッチ	3,000
肌着	1,000	手拭い	3,000
ビニールシート	200	紙おむつ（大）	168
紙おむつ（小）	1,024	トイレットペーパー	350
炊飯袋	0	生理用品	4,800
ろ水機（エンジン付き）	2	レンジバーナー	1
給水タンク（500ℓ）	2	ポリタンク（10ℓ）	100
コンテナ（10ℓ）	500	発電機（20A）	2
投光機	3	テント	10
スコップ	22	ツルハシ	20
仮設便所（大）	24	リヤカー	3
麻袋	1,000	担架	10
三角巾	300	サラシ布	300
医療7点セット	1		